

【1993年11月18日】与党年金改正プロジェクトチームの中間報告(メモ)
与党年金改正プロジェクト

与党年金改正プロジェクトチームの中間報告(メモ)

平成5年11月18日
与党年金改正プロジェクト
チーム座長 塚田延充

1 検討経緯

(1) 検討会の実施

10月25日の年金改正プロジェクトチーム設置以来、7回開催

(2) 検討の進め方

厚生省、労働省、連合、日経連からのヒアリングの実施を含め、年金改正の方向付けにつき自由討議を実施

(3) メンバー

社会党	森井忠良	池端清一
新生党	井上喜一	岡田克也
公明党	遠藤和良	榭屋敬悟
さきがけ日本新党	渡海紀三朗	鴨下一郎
民社党	塚田延充	勝木健司

スタッフ 各党政策審議会スタッフ、衆議院厚生委員会調査室
労働省職業安定局、厚生省年金局

2 検討の状況

(1) 今回の年金改正については、主要課題として、個別的改正事項と根幹的な問題である支給開始年齢問題とを分けて、検討を行った。

(個別的改正事項)

- ・ ネット所得スライドの導入
- ・ 雇用保険との併給調整
- ・ ボーナス保険料の導入
- ・ 在職老齢年金その他の改善
- ・ 保険料の上げ幅の見直し

(主要課題へのアプローチ)

- ・ 年金財政影響試算(保険料負担の見直しについて)

- (2) 検討に当たっては、年金審議会意見書及び関係団体の要望を踏まえ、後世代の負担が過重にならないよう、最終保険料負担をどの程度までにとどめるべきか。21世紀の超高齢社会のあり方を考え、高齢者の雇用の促進とこれと連携のとれた年金制度としていくべきではないか。という観点から、検討を行った。
- (3) 国庫負担については、重要な課題であり、引き続き検討することとする。(ただし、今回の取りまとめ作業からは、除外することとする。)

3 中間的な検討結果

- (1) 制度を現行 60 歳支給のままとした場合の最終保険料率は 34 ~ 35%程度(現行保険料率 14.5%)である。これについては、現役世代と年金受給世代の公平の観点からみて、30%を超える最終保険料率は、国民の合意を得られないと思われる。
- (2) 支給開始年齢以外の個別の改正事項については、個々に検討すべき点はあるものの、国民の合意を得られるものとの判断に傾いている。しかし、それらを織り込んで、なお最終保険料率は 30%を上回る結果となる。
- (3) したがって、支給開始年齢問題については、上記の財政影響試算のほか、活力ある高齢社会を築いていくための高齢者の雇用の促進、それと整合性のとれた 21 世紀にふさわしい年金の姿はいかにあるべきかという観点から、60 歳台前半の対応を中心に、制度の仕組み(給付や減額率の在り方など)、財政効果、雇用との関係など、その大枠についてさらに検討していく。

なお、支給開始年齢についての財政効果は、以下のとおりである。

平成元年政府提案と同様の方式で 65 歳支給とした場合	5 ~ 6%程度
支給開始年齢を 65 歳に引き上げるとともに、60 歳台前半の弾力化措置を講じた場合	2 ~ 3%程度

4 今後の検討の方向

11 月中に意見が集約できるよう、上記 3 の(3)を中心に検討を続ける。

個別の改正事項とその財政効果

1. ネット所得スライド.....報酬比例部分について、ネット所得の動向に応じた再評価を行う。
2%程度
2. 雇用保険との併給調整.....失業給付が支給される場合、厚生年金の支給を停止する。
1/4%程度
3. ボーナス保険料の導入.....ボーナス保険料率 1%の場合
0.3%程度
4. 在職老齢年金その他の改善
+1.5 ~ 2%程度

2～3%程度

*国庫負担については、引き続き検討することとし、試算からは除外。

1. 試算は一定の前提に基づき行ったものであり、制度内容や数理計算の諸前提の変更によって財政影響の結果は変動し得るものである。
2. 個別事項を複数採り入れた場合の財政影響は、必ずしも個々の影響の単純な合計にならないことに留意する必要がある。